

## 公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。

令和8年2月6日

支 出 負 担 行 為 担 当 官  
警察庁長官官房会計課理事官  
重成 麻利

### 記

#### 1. 公募に付する事項

本業務は、「マルチメディア型情報サービス「日経テレコン」の提供」について、下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が2者以上あった場合は、競争入札を行うものとし、申込者が1者であった場合には、随意契約による契約手続を行うことを予定している。

#### 2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 3. 公募手続等の問合せ先及び参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館内 警察庁長官官房技術企画課情報システム企画係

電話番号 03-3581-0141（代表）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年2月24日（火） 17時00分

上記（1）に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

#### 4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

#### 5. その他

(1) 手続において使用する言語

日本語に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ

(3) 資格等に関する書類は返還しない。

(4) その他

本案件に関する予算に当該業務に要する経費が盛り込まれるとともに当該予算が盛り込まれるとともに当該予算が成立し、予算示達がなされることを契約締結の条件とする。

## 参加意思確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会社名

代表者名

「マルチメディア型情報サービス「日経テレコン」の提供」の事項に係る参加意思確認資料について、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- ・令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格） 1部
- ・履行証明書（仕様書の内容を確認できる資料を添付。） 1部

# 契 約 書

警察庁（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、マルチメディア型情報サービス「日経テレコン」（以下「情報サービス」という。）の提供に関し、次のとおり情報提供契約を締結する（以下「本契約」という。）。

## （契約の目的）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、図面及び内訳書等（以下「仕様書等」という。）に基づき、情報サービスを甲に提供し（以下「本件業務」という。）、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

## （契約内容）

第2条 乙は、本契約に従い、情報サービスを提供するものとする。

## （契約保証金）

第3条 契約保証金の納付は免除する。

## （履行期間）

第4条 本契約の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## （ユーザID）

第5条 甲の利用するユーザIDについては、1つのユーザIDは1つの端末に割り当てられることを原則とする。

## （契約単価）

第6条 基本料金（月額）及び当初料金は別紙「利用料金」のとおりとする。ただし、情報利用料金は乙が指定する「日経テレコン料金表」の情報単価と件数に応じた従量料金とする。

## （使用の制限）

第7条 甲は、本契約期間中はもとより、契約期間満了後も乙の文書による承認を得ないで、次の行為をしないものとする。

- (1) 情報サービスを甲の組織内に於ける内部利用以外に利用すること。
- (2) 情報サービスに係るデータ、マニュアル等又は、そのコピーを第三者に提供すること。
- (3) 甲の組織外の第三者に情報サービスを利用させること。
- (4) 情報サービスを、複製、改変、加工、分割、翻訳、翻案若しくは編集等したものを新聞、雑誌、情報サービス等の各種メディア、各種サイト、メールサービス又はSNS等に転載したり投稿したり、生成AI等（人工知能、RPA、ロボット、プログラ

ム、ソフトウェア等を含むがこれに限らない)に入力したり学習させたり解析・加工させたりすること。

#### (利用料の支払)

第8条 乙は、毎月末締日以降に、甲による当該月の利用件数の確認を受けた上、利用料金を甲に請求を行うものとする。

2 請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てるものとする。

3 甲は、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に請求金額を乙に支払うものとする。

4 甲は都合により、予定数量を適時増減することができる。

#### (支払遅延利息)

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間に利用料金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等のやむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### (契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第10条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)又は資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本件業務の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。
- (2) 丙は、譲渡債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権

を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。

- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙と丙の間において解決しなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が丙に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

#### (契約の解除及び違約金)

- 第11条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙が本件業務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
- イ 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
- ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
- ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
- (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
- (3) 乙が第12条第1項に該当する場合
- (4) 乙が第21条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
- (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として第6条に定める単価に予定数量を乗じて得た額（業務の完了部分に相当する額を除く。）の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰すことのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

#### (私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

- 第12条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確

保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第13条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として支払済額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の支払済額の100分の10に相当する額のほか、支払済額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締

結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（知的財産権）

第14条 甲は、情報サービスに関する知的財産権が、乙に帰属することを確認する。

2 甲は、乙が情報サービスで提供するデータの内容に対して一切の変更を加えることはできない。

（責任）

第15条 乙は、情報サービスのシステムが正常に稼働するよう、最善の努力を払う。

2 乙は、情報サービスの利用に関連して甲に発生する直接、間接の損失、費用ないしは損害についていかなる責任も負わない。また乙は乙の合理的支配を超えたシステムダウン、通信上のトラブル或いは停電、火災、地震、戦争等の影響によるトラブルによって、甲又はその使用人が情報サービスを利用できなかった場合も一切責任を負わない。

（損害賠償）

第16条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第11条第4項、第13条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第11条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（再委託）

第17条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の20日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされて

いる事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 甲及び乙は、本契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第17条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

(管轄裁判所)

第19条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第20条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除条項)

第21条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第22条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第23条 本契約に特記事項がある場合は、別添においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証する為、この証書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官  
重成 麻利

乙

利用料金

・当初料金

39ユーザ ID当たり 円 (うち消費税 円)

・基本料金 (月額)

39ユーザ ID当たり 円 (うち消費税 円)

・情報利用料金

最新の「日経テレコン料金表」における情報利用料金の単価に準拠する。

## 暴力団排除条項

### (属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

### (表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び乙又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再委託契約に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

印

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の 住 所 及 び 氏 名	
再委託を行う業務 の 範 囲	
再 委 託 を 必 要 と す る 理 由	
再 委 託 期 間	
再 委 託 率 (本契約に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 20 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承 認 又 は 非 承 認 と し た 理 由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官  
警察庁長官官房会計課理事官

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。